

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和4年 1月27日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分	
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他			
緊急小口資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	【貸付上限額】 (1)学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 (2)その他の場合、10万円以内 【据置期間】 1年以内 【償還期限】 2年以内 【貸付利子・保証人】 無利子・不要 ※受付期間は令和4年3月末日まで	●			●			●	(福)長野市社会福祉協議会 ☎ 219-6881	融資・貸付
総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	【貸付上限額】 (1)二人以上の世帯 月20万円以内 (2)単身世帯 月15万円以内 貸付期間:原則3月以内 【据置期間】 1年以内 【償還期限】 10年以内 【貸付利子・保証人】 無利子・不要 ※受付期間は令和4年3月末日まで ※延長、再貸付については受付窓口にて要問合せ	●			●			●	(福)長野市社会福祉協議会 ☎ 219-6881	融資・貸付
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦家庭	事業継続資金、生活資金など12種類の貸付資金 貸付限度額、償還期間は貸付資金の種類により異なります。 利率は、無利子(連帯保証人が必要)	●						●	子育て支援課 ☎ 224-5031	融資・貸付
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を既に受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた母子父子寡婦家庭	償還金の支払いを猶予します。	●						●	子育て支援課 ☎ 224-5031	融資・貸付